

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	信号機（新設）	市道青野豊里線市道青野井倉線交差点	道路が拡幅され、交通量の増加が見込まれる。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	綾部署管内（受付番号2）
2	交通安全施設	信号機（新設）	荒木正明寺線西町市寺線交差点	交差点の見通しが悪く危険が多い。現在道路拡幅中で、完成後はさらに危険。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号4）
3	交通安全施設	信号機（新設）	市道大野本線市道前田アザミ谷線交差点	交通量が多く見通しが悪い。朝のラッシュ時には交通渋滞が発生している。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号55）
4	交通安全施設	信号機（新設）	国道177号臨港道路交差点	大型車両の通行が多く、付近の保育園への送迎車両も頻繁に通行する。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内（受付番号56）
5	交通安全施設	信号機（新設）	高浜舞鶴線舞鶴市吉野地内交差点	交通量が多く、子供の横断の際にスピードを出す車が多いため危険。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	×	実施しない	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内（受付番号37）
6	交通安全施設	信号機（新設）	国道9号市道新庄向山線交差点	国道は交通量が多く、市道は公通学路である。付近に大型店舗が開店し交通量が多い。信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号71）
7	交通安全施設	信号機（新設）	国道175号荒木踏切付近交差点	ガード下が使用不能。ガードパイプを設置してもらったが、バイク等が通行し危険。押ボタン式信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号54）
8	交通安全施設	信号機（新設）	綾部大江宮津線栗豊里線交差点	交通量が多く、見通しも悪い。学童、高齢者の横断もあり、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	綾部署管内（受付番号119）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
9	交通安全施設	信号機（新設）	福知山綾部線石原区画2号線交差点	周辺環境が変化し、横断需要が増加している。広域避難所への横断もあることから、信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号125）	
10	交通安全施設	信号機（新設）	大波下白屋線中宮BS前	交通量が多く登下校に危険である。朝は防犯委員による横断誘導があるが高齢化している。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内（受付番号181）	
11	交通安全施設	信号機（新設）	多保市正明寺線農道交差点	新高畑橋の完成も近く、下り勾配でスピードが速い。事故も発生している。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号250）	
12	交通安全施設	信号機（新設）	国道9号芦洲BS前	国道9号は見通しが悪い。国道を横断する機会が多く危険。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号246）	
13	交通安全施設	信号機（新設）	福知山綾部線大江1号線交差点	朝夕の交通量が多く通学路で横断歩道はあるが渡れない。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	×	実施しない	技術審査結果のとおりとする	綾部署管内（受付番号243・346）	
14	交通安全施設	信号機（新設）	昭和通和久市区画2号線交差点	交通量がかかり多く、横断歩道もない。通学路であり、信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内（受付番号248）	
15	交通安全施設	信号機（新設）	市道丸山通線市道和田垣八反田線交差点	登下校時の交通量が多く、季節によっては霧が発生し、見通しが悪い。信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	×	実施しない	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内（受付番号339）	
16	交通安全施設	信号機（多現示化）	綾部市下八田町角田国道27号下八田陸橋交差点	国道の交通量が多く、右折するタイミングがないため、右折青矢の設置を要望	無	○	○	○	×	×	×	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	綾部署管内（受付番号18）	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【中丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
17	交通安全施設	信号機 (半感应化)	福知山市字雲原国道176号雲原交差点	国道がカーブしていて、従道路東側からの車両が出られにくいいため、信号機の交差点制御を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内 (受付番号291)
18	交通安全施設	信号機 (灯器改良)	舞鶴市字京田国道27号城南中学校前交差点	国道に進入する車両が、カーブ手前から信号機が見えるために、スピードを上げて走行し危険であるため、視角制限灯の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内 (受付番号11)
19	交通安全施設	一時停止	京都府福知山市末広町6丁目地内	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内 (受付番号10)
20	交通安全施設	横断歩道	京都府福知山市かしの木台5丁目地内	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内 (受付番号82)
21	交通安全施設	横断歩道	京都府福知山市石原地内	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する	技術審査結果のとおりとする	福知山署管内 (受付番号126)
22	交通安全施設	道路標識	京都府舞鶴市字円満寺154番地1先真名井商店街千日通交差点	道路標識の補修要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内 (受付番号241)
23	交通安全施設	道路標識	京都府舞鶴市字浜八島通(八島商店街)	道路標識の補修要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する	技術審査結果のとおりとする	舞鶴署管内 (受付番号242)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入